

第十三回国会 衆議院 電気通信委員会 議録第二十五号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 田中 重剛君

理事 關内 正一君 理事 高垣 三郎君

理事 橋本 登三郎君 理事 長谷川 四郎君

理事 松井 政吉君

石原 登君

加藤 隆太郎君

福永 一臣君

石川 金次郎君

出席國務大臣

電気通信大臣 佐藤 榮作君

出席府委員

電気通信 平井 太郎君

電気通信 山下 知二郎君

電気通信 山岸 重孝君

電気通信 田辺 正君

電気通信 花岡 薫君

電気通信 横田 信夫君

電気通信 中尾 徹夫君

委員外の出席者

電気通信 榎 勉君

専門員 吉田 弘苗君

専門員 中村 寅市君

五月十九日

委員石原登君辞任につき、その補欠として犬養健君が議長の名で委員に選任された。

同月二十日

委員犬養健君及び岡西明貞君辞任につき、その補欠として石原登君及び益谷秀次君が議長の名で委員に選任された。

五月十七日

テレビジョン放送の秋田県誘致に関する陳情書(秋田県知事池田徳治外一名)(第一九一八号)を本委員会に送付された。

本日開議に付した事件

連合審査会開会要求に関する件

日本電信電話公社法案(内閣提出第二二二号)

日本電信電話公社法施行法案(内閣提出第二二三号)

国際電信電話株式会社法案(内閣提出第二二四号)

鳥取市の火災による電信電話施設被害復旧状況の件

○高垣委員長代理 これより開会いたします。

連合審査会開会の申入れの件についてお諮りいたします。現在内閣委員会において審査中の郵政省設置法の一部を改正する法律案及び郵政省設置法の法律案について、内閣委員会に連合審査会開会の申入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○高垣委員長代理 御異議なしと認めまして、さよう決定いたします。

○高垣委員長代理 次に日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び国際電信電話株式会社法案を一括議題とし、質疑を続行いたします。

長谷川四郎君。

○長谷川委員 次官にお尋ねします。きのう公聴会に次官もおいでになつていただいたと思いますが、進藤さんの意見の中に、現在の見解である価格そのものに対しては、つまり公社にしる、公社にしる、全部これは国から、すなわち大蔵省から出ているようなものではないのか、全部返還し切つていけるのか。つまり今までの消費者のものから取上げた料金が、かく膨大なものになつて来ているのだという御意見でございましたが、それに間違いないでございませうか、お尋ね申し上げます。

○榎委員 この前そういう御趣旨の御質問がありまして、国でどれくらい現在の電気通信設備に金を出しているかという御質問がございました。昨日進藤公述人の述べられた点は、いろいろ計算の仕方でございますが、ただいま横田政府委員から具体的に今までのうなつておつたかというのを御説明いたしたいと思ひます。

○長谷川委員 この前の計算から言いますと、百三十六億、三十四億、合せて百七十億出ていたのだ、こういうふうなお話で承つておつたのであります。が、しかしきのうはそういうものは全部返してあるのだ。一応は出ておるけれども全部返してしまつた、こういう

ことです。その返した額がはたして進藤さんのおつしやつた額とマッチするかどうかというところをお聞きすればけっこうなんです。

○横田(信)政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。実はこれはこまかく分析するとなか／＼むづかしい問題でありまして、実は前に御説明いたしましたように、通信事業というものは初めは一般会計で経営されておつたわけでありまして、その当時は御承知のように一般会計は収入と支出というものは全然分離されております。従つて一般会計時代においては、電気通信の設備をつくる、あるいは電気通信の営業費を出すという場合に、その支出というものはどの財源から支出したということは、全然関係がないわけでございます。従ひましてその財源と支出との関係が生ずるようになりましたのは、昭和九年の特別会計が成立して以来のことです。昭和九年に特別会計が成立いたしました当時、一応従来の電気通信設備で公衆電気通信に使われているものを、特別会計へそのまま承継したわけですから、それがこの間申し上げました帳簿簿額としての約三億、これが幾分か当時より移動いたしておりますが、大体それが一般会計から特別会計に引継いだものでございまして、特別会計になりましてからは収入と支出というものが相対的になつて来たわけでありまして、特別会計になつてから後には、どういう財源で運営費がまかなわれ、あるいはどう

いう財源で新たな設備ができたか、こういうことが次に問題であります。これは特別会計ができました後は、運営費について一般会計から補助を受けたことは一つありません。一般会計時代からありました問題については、公債とか借入金、そういう借金の形ではあります。一般会計からこれをたただやるといふ金は一つもなかつたわけでありまして、ただ逆にこの間御質問がございましたように、特別会計ができました後も納付金というものを納めてしまつた。一般会計へ毎年度数箇年におたりまして納付いたしました金が、当時の金で約八億、それから臨時費繰入れが当時の金で約六億というものを、一般会計から繰入れて参つたわけでありまして、そのほかのいろいろなものはお客さんからいただく料金で、いろいろ運営費がまかなわれた。あるいは設備負担費というやうなものによつて、新たな設備も幾分できました。こういうやうな情勢であります。そういうわけでありまして、一般会計時代の財源はどこから出たかといふと、これは収入と支出とは相対的になっております。これは別なものであります。先般申しました現在でございました財産というものを従ひまして、現在なおかつ特別会計とは申しながら政府であります。その政府の出資がこのまま公社という別にわかれた企業体に出資になるということとを申し上げたのであります。

○長谷川委員 もう一つ伺ひますが、きのうも公聴会で問題になつたやうで

第一類第十四号 電気通信委員会議録第二十五号 昭和二十七年五月二十一日

ありますけれども、国庫に納付するといふその残余の額があつた場合は、これを国庫に納付するのだといふことが明記されておるのですけれども、つまり第一、第二、第三、第四、第五といふように、逐次この法案の研究がなされて行つた当初には、そういうものが見受けられなかつたのが、だん／＼出て来たといふことについては、大蔵省方面からこれに強いのれん代をよこせといふような御請求でもあつたかどうかを承りたいのであります。

○観説委員 当初私も事務当局におきまして調査研究いたしましたときに、お話を通りまつたの独立採算制にしたい。こういう考えで案をつくつたわけでもありませんが、もちろん政府で国会に提出いたします場合におきまして、閣議決定を要するわけでありまして、事務的に閣内各府と折衝いたしました。政府の統一な決定をいたす次第でございますが、その際におきましてどうも国鉄の例は、御承知のやうに一応全部一般会計へ入れる、また足りない場合には補填してやる、こういう形になつておりました。それらの例もございまして、またいろいろと大蔵省の財務当局としての意見もありまして、何とか実際上におきましては、そのときの話し合いにおきまして、鉄道にしても電気通信にしても、建設資金を非常に要する、そういうやうなときにおきまして、一般会計に納付させるというやうなことを頭から考へておるわけでもないけれども、前例等から考へても一応こういうやうな形に、むしろ原則と例外とを逆にした形で話をつけた、こういうやうないきさつになるわけでありまして、もちろん

これに対する意見といふものは、財務当局の意見にこちらが協調した、こういう形でございます。

○長谷川委員 つまり今までの電通省において、すべての見積額といふものがあつておるでしようが、一切は国民の税金から取上げて、すなわちこれが政府の機関のものになつておつた。これをまた国民が利用するといふことになつてゐる上において、公共企業体といふその性格からまた一方考へてみて、はたしてこういうやうな法案の中の文面といふものが、次官は妥当であると納得してお出しになつたかいなやを承りたいのでございます。

○観説委員 過去の電気事業に對しまする国の支出と申しますと、昨日も公述人からお話のあつたやうな話し合いもできるかと思ひますが、その点におきましては、私も電気通信事業の発達のために、国家がどういふやうな方針をとるかといふことが、根本的な問題だと思ひます。ただ電気通信の発達の過程におきまして、加入者の数も非常に限定されておつた、ことに負担金を非常によけいにとつたといふ時代もありまして、千五百円までということの当時の実例もあるわけでありまして、当時の電話を架設するに要するすべての経費の負担をされた。それが漸次漸減主義でもつて、四百円以内にだんだんとなつて参りましたが、そういうやうな時代におきましては、電話といふものが非常に特権階級の所有物であるといふやうな非難も受けたことがあるわけでありまして、占領されました当時におきましては、やはり関係機関におきましては、日本の電話といふものはあまねく国民の利用に供すべきものであるにかかわらず、そういう点において過去の事態といふものは相当一部に偏しておる、こういうやうな批判も受けたやうな次第でございます。そこで過去のいふやうな問題と切離しまして、今度公社を設立するといふ場合におきまして、国の財産を公社に出資して、そういう際におきまして企業的に見ますれば、あるいは税金の負担の問題も起るかと思ひますし、また出資といふことではなく、かりに借入金等の形でありますれば、一定の利子も支払わなければならぬ。なおまた現在までにおきましては、電気通信省におきまして有線の施設の監督等、一切特別会計で負担しておる。それが公社といふことになりますれば、政府で監督するといふことに当然なるべきものでございまして、その行政費といふものも考へられる。いろいろな点から財務当局としましては、一応納付金といふことにつぎまして強い主張が出たわけでありまして、私もといたしましては、電気通信事業の実態、現在の状況から見ますれば、今のところまずそこから余裕はない。むしろ利用者から入つた料金で、経営をうまくやり、そこに税金が出ればさらにこれを利用者に戻元する、あるいは従事員にでも還元するといふやうな方法がとられることが一番妥当であると思ひますが、先般来その点について御説明申し上げております通り、資本といふものを考へて参りますれば、余つたものは現在の利用者に戻元する、あるいは職員施設の拡張資金、これは新たな加入者でございまして、現在の利用者でござい

せん。そういうやうな拡張にも一定の割合と申しますか、現在の利用者に非常に大きな負担をかけて、新しい施設を拡充して行くといふことは、きわめて妥当でないと思ひます。従つてこれには一定の限度がございまして、そういうところに向けて行く。あるいは、資本といふものを非常に一般的に考へてみますれば、それに対して若干の配当と申しますか、あるいは利子に該当すると思ひますか、そういうものを考へて行くといふことは、また一つの議論として成り立つかと思ひます。総合的結論をいたしましては、現在の電気通信の状況におきましては、できるだけ今申したやうに新たな施設に使う、現在の利用者を使う、あるいはこれに従事している人の能率化のために使う、こういうやうなことが妥当であると私も考へております。

○長谷川委員 大臣の提案説明にも事ここまに、企業体といふものはどういふやうな目的でこれが計画されたかといふことが、はつきりとうたわれてゐる。それから考へて、提案説明と法案の内容といふものを逐次検討をしてみると、まづた日本憲法とちつとも違つておらぬと思ひます。日本憲法とちつとも違つておらぬと思ひます。まるで外国人が日本の法案をつくつてゐるやうなものだといつても、過言ではありますまい。どこをいつて行つても必ず行き詰まるどころができてゐる。従つてこれを逐次私が申し上げる必要もございせんが、大臣にお尋ねしたいことは、日本電信電話公社法についてお話を承りたいのですが、なるほど会社といふものの定義はそうなんだ、会社とは利益

を追求するものなんだ、これは間違いないと思ひますが、かりにもここに設立しようといふその会社を、がんじがらめに縛り上げて行つて、はたして所期の目的が達成されるやいなやといふ点にも、疑いを持たなければならぬと同時に、しかし運営の面に対しては、大臣もその発言権がないのだといふやうなことも書いてある。非常に私はここに疑問が生じて来なければならぬ。国際電信電話などといふものは、私たちの考えからいつて、今の国際的情勢、日本の現実をまず振りかへつて見なければならぬと思ひます。あります。日本のわれ／＼が考へてゐるやうに、世界の情勢といふものは、そう樂觀をいつときも許されない状態であるから、そのときもそういうやうなことが起つた場合に、だれがこの会社に對して一切の命令権——大臣の命令一つでその会社そのものが政府機関のものになつて運営されて行くといふ場面が現われてない。いかにも現実と離れ過ぎてはいはないかと私は考へるのですが、大臣の考へは私の考へと違ふと思ひますが、お答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 大臣は考へが違ふのだらうといふことをおつしやつておられますが、その通りで、考へ方が実はたいへん違ふのでありまして、ただいまお話がありました、事業体として、できるだけ事業責任者の創意とくふうを生かすやうにする、こういう考へ方は当然だと思ひます。そこで最も自由潤達に、責任者の創意とくふうを生かす方法は、政府が何ら関与しない普通の民間会社であることが私は望ましいと思ひます。しかしその取扱います事

申し上げますその事業の性格上、これを民間だけに自由放任がでない業種なのであります。そこで御指摘になりましたように、国家がこれに對しまして監督をするとか、あるいは指導するとか、こういう問題が生じて来るのでございます。この点は今までのお尋ね等に対しましてもお答えいたして参つたのであります。私過去のこととはよく存じませんが、当委員会等におきましても、電信電話は公社形態を適當とするというような御趣旨の御意見をしばしば拝聴したかに伺つておるのでございます。

多分ただいまのお話は、事業経営をできるだけその責任者の創意とくふうを生かして、その努力によつて業績を上げるようにしろ、こういう御趣旨だったろうと思いますが、公社経営自身は過日もお話申し上げましたように、明らかに国家機関であり、同時にこれらに完全な自由の形態の民間企業には移し得ないものである、そこで政府がこれに関与いたすわけであるのであります。ただいまのお話の中に、国際電信電話会社について、現在の国際情勢から考えて、これはとんでもないこととやらないかというようなお話がありましたが、長谷川さんが考えておられます国際情勢云々というものは、いかなる考え方を持っておられますか、私自身にもちよつと理解をいたしかねておま

○吳谷川委員　私も大臣と同じような意見でございますけれども、違うところは、大臣は創意、くふうをして、独創的な見地に立つて事業を經營するのとがよりよい成績を上げる、これは間違いない事実であります。しかしながら、こういふふうな縛り方をしていたのでは、会社がその独創も現わすことができないであらうし、創意、くふうも現わせないじゃないか。さらにそれはいいとしても、もし一朝事があつたという——私たちが憂えることは、国外の敵よりも、国内の敵の方である。国内の敵を注意しなければならぬじやないか。在つて國際的より國境が起つてい

るようになっておるのですから、うことなんでしょう。

○顧問明員 会社法におきまして、いろいろ縛つてありますが、これは先般来から大臣からも御説明がありました通り、要するに重要な国際通信業務としての国家的な規律、公共的な規律等を必要とするので、その限度でありまして、この限度につきましては、いろいろ御意見がわかれるところだろうと思いますが、とにかく全然野放し的にはならないということになっておるわけですが、今御質問の非常に国際情勢のまずい場合といえますが、何か非常時態の起つた場合をあまり予想しないで行く。要するにこれはわが国の国際電気通信を、国際的な水準に決して劣らない、むしろますます発展

させて行くといふことを主たる目的としたしておるのでありまして、国家の非常事態に對しなもので、これは別途に考えらるべきもので、この法案においてはその点は予想いたしてない。昔の法律には、軍事その他の場合にはかならず供用できるとかいろ／＼の規定があつたが、現在におきましては、そういう規定はむしろ入れないというところゝ妥当性があるのじやないかといふふうを考えております。

○長谷川委員　次官がおつしやる通り、ますます發展をさせるといふのは、ほんとうにもよく納骨の行かないのは、

たといは予算の面において、一省の
省のごきげんをとらなければいけない
ということでは、何ですか。発展が
できますか。どうもおかしい。さら
にこれはあくまで会社なんというも
のには予算でなく、事業計画で行くべき
ものであるという考え方で私は思つて
いるのですけれども、こういうような注
律をつくつて、お前のところは独占企
業で特別もうかるのだから、政府が
これだけ干渉するのだ。これだけの干
渉をされておいて、そうしてそこで独
性を現わして、腕に力のあるだけ國
的水準まで伸ばして行けるだろうとい
うのですが、とにかくたとえは次官は
からだが大いから、人並より働けり
というので、次官の手足を縛つてお
たのでは、次官もおそらく働けない

のでありますから、質問を申し上げておるのでありますけれども、ではこの予算という面——先日私は非常に心配になるから伺つたら、予算は一応あるけれども、事業計画で前年度の繰越——とかあるいは割当てたものは、そのまゝ大臣が認めればやつて行けるのだというお話ですが、いくら考えても、準備はしておるのだと思うけれども、まず私に言わせれば、予算などというものの面で大蔵省にこれだけの権限を与えるということとは、非常にふしぎでわからない。ですからわれ／＼これは修正しようとかなんとかいう考えなど

ないということになれば、——ですから私は次官が先ほども言つておるのだけれども、申し上げたいことは、何で大蔵省のごきげんをこれまでとつてすべての法案に入れないければならなかつたのか。それほどわが電通大臣は弱いのかと言いたいけれども、そうは言えないから申し上げないのだけれども、そこで観さんなどはもう少しがんばつていただいてもいいのじやないかと思ひますが、あと質問者が控えておりますから、私の意見は本日はこれでとさせていただきます。

○佐藤國務大臣 別に答弁を要求されておつたとは思ひませんが、先ほどの御意見のうち、私どもも首肯できるものが多々ありますので、私の考え方を言

がある程度いるということは、これはもちろん御了承のことだと思ひます。ただそれをこの法律をつくります際に、非常にこまかな点にわたつてまで國家が干渉する。これは行き過ぎじやないかという具體的な御意見かと思ひますし、さらにまた予算等の編成にあつての、大藏省と申しますか、政府の干渉が過ぎはしないかと。う御意見もあるわけでございます。けれども当初この公社法案を考えました際に、できるだけ在来でき上つておる公社の例にならわずに、その公社の々々、欠点と考えられるものは、新たに

参つたのでございます。従ひまして地
案理由その他公社設立の趣旨と具體
にどうも違つておるのじやないかと
うような御疑念も、われ／＼の努力
十分報いられておらないので、当然
ずることだと思ふのであります。し
らばなぜそういうような当初の理念
そのまま実施に移すことができなか
たか。これは相当弁解がましいこと
なりますが、すでにできました鉄道
公社であるとか、専売公社である
か、おそらくこの公社をつくられる
にも、いろ／＼の論議を重ねられた
とだと思ひますが、いずれにいたし
ても、ともかく現在厳然たる公社
態が先例として二つあるわけであり
す。この先例を全然つくり直して参

ますことは、他との振合いも相当考えざるを得ないのでございまして、これは理論の分野ではなくて、實際上の問題といたしまして、いろいろ振合い等も考えざるを得ないのでございまして。この点を率直にごひろう申し上げますれば、すでにでき上つておる鉄道の公社なり専売の公社等についていろいろの御批判をいただいておりますが、まだこれらについての批判がはつきり修正の方向にまで固まらない事情である。実施については目下検討中に属しているものである。その先例を多分に取入れざるを得なかつたために、ある程度いろいろ御批判を受けることが出て参つておるようになつてございまして。以上私この法案を立案するにあたりましていろいろ考えました事柄と、実際に取入れたものとの間の相違点、先ほど言われましたように、あまりにもかけ離れているのではないかと、いろいろな御批判がありますが、あまりにもとは思ひます。ある程度のくふうを凝らして、先例に必ずしもよらないで、一歩進んだつもりではおりますが、さらに一歩の程度にとどめず、数歩どうしても進まなければならぬ。それでは先ほど申しましたように、在来の例をとらざるを得ない現状にある。この点を率直にごひろう申し上げて御批判をいただきたいと思ひます。

○田中委員長 松井君。

○松井(政)委員 これはどうしても大臣からお伺いしなければならぬ事柄でありますから、先に申し上げます。なほ、電信電話公社法案及び国際電信電話株式会社法案の提案理由は承りましたし、文書もいただいております。

しかしこの提案理由にうたつてありますことは、電信電話、これはやはり歴史に基いて必要だということだけが述べられておるのであります。私はそれ以外の理由を最初にお伺いしたいのです。というのは、御承知のようにこの種の国民全体の利用を對象とするがごとき企業の変革を行おうとする場合には、その国の経済的立地条件がどのようによつて要求しているか、それからさらにその企業形態が変更することによつて、そのときの国家目的にどう合致するか、これが検討されて、部分的にはやはり電信電話の公共企業体が必要だ、こういうことにならなければ理論的につじつまが合わない。従つて現政府の考へてゐる講和後における産業構造からみたコーポレーション、さらに経済的立地条件から見ても必要であるか、という点は、一つも提案理由にうたつていない、この点をひとつ明確にお伺いをしたいのであります。

○佐藤國務大臣 公社形態を採用いたしました基本的な問題に、ただいまのお尋ねのような点があるわけでございます。御承知のようにこの種の公益事業をいかなる形態にするかということは、非常にむづかしい問題であります。たとえば今のお尋ねの中にもあります。国家的要求の観点、たとえばこの国が軍事上特に必要とするというふうなことを考えますと、どうしても国の経営形態でなければならぬ、かような理論もでき上るでありまいし、あるいは社会主義理念に徹底いたしますと、これまた国の直営が最も望ましいということも言われるかと思ひます。しかし今日日本の本といたしましては、新しい憲法のもとに

おきまして、平和的、文化的な国家としてこの国が発展して行くということに要請されておるのでございまして、この観点に立つて考えますと、過去において必要といたしたような特殊な国家的要請というものも考えられないのでございまして。そこで最も経済的な要請であるとか、あるいは国民の生活上の要請に基いて、経営の形態を考へて行くのが望ましいのであります。そこであるいは突き進んだ人の考へ方によれば、もう国の直営事業というものは全部よして、これを民間の企業に移したらどうか、こういうような意見を持つ方もあります。これは社会主義理念に透徹して全部を国営に移せというこの理論と、非常に対照的な理論だと私も考へるのであります。確かにこの日本の電信電話の事業の経営形態として、そのいずれにも偏せず、しかも現在国民が要請している急速な整備と同時に、また国民に対してはほんとうにサービスを提供するような機構は何だ、かように考へて参りますと、その事業の性格等からいまして、公社という形態は望ましいのではないかと、おそれるこの点が過去において国会等においても決議され、すでに政令諮問委員会におきましても答申して、今日この法案を御提案いたしておるような次第であります。

○松井(政)委員 まだはつきりしない。もう少し具体的に説明してほしい。国際的な観点から見ても、世界の趨勢は逆の方向に動いておる。アメリカの統計を見てみましても、なるほどアメリカにおける電信電話の企業そのものは民営であります。しかし公共企

業体の数は年々歳々ふえて参つております。さらにアメリカは、今大臣がおつしやつたように資本主義万能の国であります。しかしながら資本主義万能の国であつても、国家目的と国民全体の生活条件並びに国民全体の利用の對象となるべきあらゆるものは、民間経営から公企業、さらに公企業に強い国家的制約をして、国民の利用に供さなければならぬ、こういう傾向が強いのです。イギリスの場合においても、一九二七年には再び電信電話は国営になつております。この趨勢から見ても、日本の講和後における産業構造と経済的な観点から必要かどうかということをお私に聞いておるのであります。日本の経済の中における産業構造、この種のものをこの程度の内容の公共企業体になければならぬという理由を明確にしたい、こういうことです。

○佐藤國務大臣 アメリカ、イギリス等の例をとつて申されますが、新日本としては必ずしも状況が同一と言えないので、その点はこれを例になさることはいかかと思ひます。しかしただいま言われました新たな産業構造としての公社というものが、どの程度国内産業機構の新しい構想として採用されるかという問題だろうと思ひます。この種の構想は、おそらく今後も相当ふえて来るのではないかと、うような考へ方を私はしております。これは非常に批判のあるところであり、国営形態、あるいは国営に近いところの公共団体の経営形態、あるいは純民間の資本主義形態、こういうものの中に中間的な一つのくふうされた産業構造が当然考へられて行くべきじゃないか、こういう感を実は強

くいたしておるのであります。しかしこれはたいへん私見を申し上げる次第でございますので、これがただいまの政府の指導的意見というわけではございません。この考へ方から見ますと、電信電話のような事業は、おそらくこの種の公社形態というのが望ましいではないかというのが、この結論でございます。

○松井(政)委員 私がその理由を明確にしてほしいというのは、公共企業体そのものに根本的に反対であるとか、賛成であるとかいう前提のもとに申し上げているのではないのです。これはやはりお互ひに国家の経済をどう見るかということ、どの種の企業をどの形で行くかということは重要なことで、それで政府の意見を聞いておかなければならぬ、こういうことです。それから一つ注意を申し上げたいのですが、先ほどからずつとこの委員会において、大臣初め政府の方々が、全部国会で決議をしている、国会で決議しているとおつしやる。国会では決議しておられますが、国会で決議した内容ではない。その点は、国会で決議したから当然だという答弁はやめてもらいたい。こういう公社の内容や、さらに国際電信電話株式会社に移してよいというふうな構想を描いて、国会で決議したのではない。現在の官僚経営の悪い面を打開するにはどうしたらいいかというところで決議をしたのであつて、答弁の中にその理由を含めることはやめてもらいたい。これははつきり申し上げておきます。さらにそれならばお伺いいたしますが、要するに公共企業体の設立の時

の大蔵大臣の権限はかわつておりません。それからさらに国有鉄道法の三十九条と本法の四十七条、さらに国有鉄道法の四十一條と本法の四十三條は、むしろ国庫納付金制度がくついついて、それだけ本法が悪い。こういう形になつて、それでも現在の官僚機構の経営よりもいい、こうおつしやるのかどうか、これをひとつ明らかにしてはいい。

○佐藤國務大臣 ただいまの国庫納付金制度云々、この点が非常にかつていて、原則として、公社内積立てという原則ができて上るわけであり、この点は国有鉄道の経理の場合においてないこととございます。むしろ余剰金は国庫に納めるのが、鉄道の場合は原則なのでございますが、これが今回はその原則がかわつておると思ひます。国に納めるのは例外的措置であります。そういうふうになつております。これが先ほど私が相当自慢を申し上げた点でございます。その点は詳しくは次官からその相違を説明していただくことにします。

○松井(政)委員 あとでずつと年次別経理を説明してもらいますから、そのあとでひとつ……

そうしたらここで一べんまた大臣に本質論をお伺いしたいのですが、一体どの種のものをやろうとも、公共企業体の正しい定義と本質をどのようにお考えになつて、これを計画されたか、その公共企業体に対する定義というものを、ひとつお教え願ひたい。

○佐藤國務大臣 公共企業体の定義というものは、どういふものであるかというお尋ねでございます。私も別に法律的に定義を下すわけにも行きかねる

と考えます。ただこういうことは申し得ると思ひます。国家的な機能を發揮するものにつきまして、いろいろの形をつくり得るのであります。先ほど御意見のうちにもあつたかと思ひますが、国営形態もありましようし、あるいは公社形態もありましよう。しかも公社形態のうちにも、いろいろ「国家が干渉する度合いが非常に強いものから、非常に弱いものまでがあるように思ふのでございます。さらにまた民間の特許会社、今回御審議をいただきますところの国際電信電話会社のような、特別法に基いて設立する会社もあるわけでございます。ところがこの特別法に基いて設立した会社にいたしましても、事業の種類によりまして、国家が干渉している度合いはさまざまあります。御承知のように最も最近な例で、この委員会等にかつて参りましたNHK、この組織自身をお考えになりました。これに対する国家の関与は非常に薄い程度であるのであります。また日本銀行等の銀行業務について考えましても、これもまた管理方法がまち／＼である。そのいづれの監督方法をとるのが望ましいかということが考えられるわけでございますが、今まで国営でやつておりました鉄道であるとか、あるいは電信電話であるとか、あるいは専売であるとか、こういうものはできるだけ同一に扱いたいというのが、実はただいままでの政府の強い考え方であります。そこで今回電信電話の公社をつくりましても、遺憾ながら鉄道の公社なり、専売の公社なりを先例にせざるを得なかつた。この点は先ほど来たび／＼申し上げたような次第であります。

○松井(政)委員 その点をもつとはつきり開かしてはしかつた。というのは、公共企業体というものは、官庁経営と違つてここが特質だ、民間経営と違つてここが特質だ、従つてこうだというところを明瞭に説明が願ひたいと思ひます。たとえば官庁経営の企業体と、公企体とした場合とでは、公企体の特徴はこうなんだ、民間経営と違つて、さらにその面を具体化して行けば、資本の面、予算の面の計画性、技術進歩の面、さらに従業員に対する労働問題、そういうものを個別的に、具体的に、こういう形が大体公共企業体の理想的な定義であるというお考えがなければ、法案は出せないわけでありますから、その理想的に描いた公企体の定義と本質的なものを説明してはいい。

○佐藤國務大臣 非常に具体的なお尋ねであります。これは相当詳細に申上げるといふことにならざるを得ないものだと思いますが、とりあへず取急いで、きわめて簡単な点だけを申し上げてみたいと思ひます。なお説明が足りない点は、重ねてのお尋ね等によりまして、補足させていただきますと思ひます。

そこで国が経営をいたしております場合においては、明らかに国家予算に縛られる。これは他の行政官庁の予算編成の方針も、事業官庁の予算編成の方針も、何らの変更がないのでございませう。しかもその職員自身につきましても、今回労働法の改正等を出しまして、やや事業官庁に対する職員の特殊な地位は認められますが、今までの法制のもとにおきましては、一般行政官庁の職員と何らの変化がない。これ

は労働問題におきましても、また給与の問題等におきましても、全部統一の規定を受けるわけでございます。これが基本的な考え方であります。ところが公共企業体になりますれば、政府機関であるという立場においては、国が経営する場合と同様であります。政府機関ではあるが、国が直接経営するほど、ただいま申し上げるような厳格な意味合いを持たなくてはならないという特質があるわけでございます。たとえば今日まで電気通信省が独立採算の原則を採用するといふことでした。場合に、独立採算といふことで一応予算をつくります。その予算をオーバーしての収益がありました場合に、ただちにこれを一般会計に繰入れることに相なるわけであります。また赤字が生じました場合におきましては、これが適正なる赤字であると認められる限り、ただちに一般会計からの補填を受けることに相なるわけであります。しかしながら公社になりましたから、この経理の処理方法がかわつて参るのではありません。予算をオーバーいたしたての利益金は、社内留保としてこれを積み立てて行く、あるいはまた赤字が出ますならば、それは欠損の繰越金としてこれを処理して行くといふことに相なるのでありまして、この点ではその処理方法が全然違つて参るわけでございます。同時にまたこの予算をつくります場合におきましても、款項の流用等、今までの政府の事業官庁の予算をつくりますよりも、相当事業上の融通を認めるようになって参るのでありまして、この点は予算編成の面から見ましても、また決算の面から見

ましても、その点がかわつて参るのでございませう。しかし民間の場合と比べて、特にこの公社の場合と違ひますことは、政府機関であるという意味合いにおいて、これが一般の公課を免除される恩典を有しておるわけでございます。民間の会社の場合におきましては、もちろん公課を免除されるという例もあるわけであります。これは特殊な場合に限られる。しかし公社の場合におきましては、公課を免除されるというものが、当然の原則のように実は考えられておるのであります。しかし民間の会社の場合のような株主總會があるわけでもありませんし、取締役会があるわけでもありませんし、人事の任免等におきましても、政府の干渉を受けることにも相なります。また労働問題等におきましても、いわゆる一般労働法の規律を受けないで、公企体労法の適用を受けて行くと、こういうふうに特殊なものが考えられて参るのでございませう。かように考えますと、一体この公社でその特質が發揮されるという方向に何を求めるかと申しますれば、先ほど申しました第一の点は、何と申しましても事業資金の獲得が容易であり、事業資金の支出が容易であり、利益金の処分が会社事業の発展のために使われるような決算方式が採用されることが、最も望ましいわけであります。ところが今回できております公社形態は、必ずしもただいま申し上げるような理想的な形態には相なつておらないと思ひます。労働問題等におきましては、組合活動等が一般の公務員である場合には、非常な制約を受けますが、今回の公社になつて参りますれば、特殊な組合とし

ての活動が承認されるわけでござい
ます。この点は民間とも相違いたしま
すが、同時に一般公務員ともその観点
がかわつて参るわけでございします。ま
た採用等の場合におきましても、また
任用等の場合におきましても、経費の
支出等におきましても、在来のものよ
りかよほどゆるやかに相なつて参るよ
うに、私どもは考える次第でございま
す。非常に大まかなお話を申し上げま
したので、なお御疑問が多々あるうか
と思ひますが、お尋ねがありますすれ
ば、重ねてお答えをいたしたいと思ひ
ます。

○松井(政)委員 大体主たる目的は事
業資金の獲得だと、こういうお話であ
ります。そうすれば事業資金の獲得を
どういふ幅でどういふふうにするかと
いうことは、条文の中にも不完全なが
らのぞいてあります。その線で事業資
金を獲得しようという考え方があると
いうことは明らかになつておりますの
から、そこで一番問題になりますのは、
現在の国営形態よりも事業資金が
どの程度に獲得できて、その事業資金
の運用がどのように行つて行けるかと、
こういうこととです。ところが先ほど
から不完全だということをお話する
から認めております資本の運用と予算
上の制約は、この法律により依然とし
て公社は受けております。従つてその
制約を受けている範囲で事業資金の獲
得目的を達成して、公共企業体の本質
を全うするような公社になり得るかと
うか、ならなくともやるんだというこ
とになれば、政府提案の理由が薄弱に
なつて参ります。しかしそうならない
のだけれども、なるようにするのだと
いうことになれば、考え方は通ず

るが、できないということになりま
す。従つて公社案提出の根拠というも
のが、きつめてぐらつて参ります。
だからとにかく予算上の制約について
も思うように行かなかつた、資本の獲
得と資本の運用の面で制約を受けて
いる、けれども公社にするのだ、こう
いうことであります。けれども公社に
するのだというところになり得るな
らば、もつと具体的に説明を願わなけ
ればならないので、そこで大臣からそ
れに対する一般的な説明をお願いし
て、具体的な年次別数字等は、大臣以
外の方の方がいいように考えられま
すので、答弁はその方からしてもらい
たいのです。大体創設以来、すなわち
国営がずっと続いて来たもの、たと
えばここに本日資料をいただきました
が、資料の中に、多少やはり政府に納
めた納付金等の年次別数字は拝見いた
しました。しかしこれだけでは私は足
らない。なぜかといへば、国家経営で
行けるのか、公共企業体で行けるの
か、そしてその方が国民に利益を与え
ながら、独立採算ができるのか。でき
なければ、資金にしても資本にしても
も、国家の世話にならなければならな
い。そうすれば公共企業体でなくて、
国営のまま国家の全責任でやる方がよ
ろしいという結論が、また逆もどけし
て出て来る。だからそれを聞かなけれ
ば態度をきめることができない。そこ
でお伺いするのであります。特別会
計時代と戦時中と戦後とをわけて、ど
れだけの利益を上げて、その利益の中
から今この数字に出ている程度の金は
一般会計へ納付して、一般会計へ納付し
なかつた場合には、この資金で戦後

そらく見返り資金だろうと思ひます
が、その額は幾らであるか、どのよう
に運営されて来たか、この点はひとつ
時間がかかつてもよろしいから、納得
の行くように、年次別に数字をあげて
御説明願ひたい。

○佐藤(国務)大臣 ただいまのお尋ね、
しごくごもつとも基本的な問題だと
思ひます。そこで私からは大体の構想
についてお話をいたしたいと思ひます
るが、資金の獲得という点ももちろ
ん必要であります。資金の運用、あ
るいは決算という点も、同時に、同
時に非常に大事な問題に相なつて来る
のでございします。と申しますのは、資
金の獲得は、本来ならば自己資金と借入
金の処理するというのが、普通の会社
の経営形態でございします。この公社の
場合におきましても、その自己資金な
りあるいはその借入金なりというよう
なものが考えられますが、この自己資
金としての株式組織がないわけでは
ない。在来、在来の資産の償却である
か、あるいはまたその利益金の処分等
の問題が、その場合においては最も考
えられるわけではあります。もちろん
配当等の問題もありませんので、利益
金の処分は、同時に事業発展の用に使
われるわけでございします。その点が先
ほどごひろう申し上げました利益金を
社内に残り立てるといふ考え方の基本
に相なつて、これを政府に納付しない考
え方であるわけではあります。借入金と
いたしましては、社債の発行の問題は、
これはもちろん法律におきましてその
道を開いていただくわけでございしま
す。が、この点も現在の国家財政経済資金
といたしましてのいろいろの統制のわ
く等もありますので、現在の状況にお

きましてはなにか、自由には参らな
いだろうと思ひます。ここに一つの困難
性があるわけでございします。同時にま
た社債等を発行いたします場合には、
外債等についてもいろいろの質問
等もあるうかと思ひます。この外債につ
いての具体的な話合ひもなければ、その
話を進めておるような姿も実はないの
であります。この点は明確にいたし
ておきたいと思ひます。たださうい
うことが将来起り得るという点等をも考
へまして、いろいろのふうをいたして
おるものにはあります。具体的にそ
ういふような話合ひは別に進んではお
らないのであります。先ほど来お尋ね
の数字等につきましては、次官等から
お話を申し上げることといたしまし
て、ただただいまのようなお話を申し
上げて、ただいまの公社になつて一年や二
年で国内の電信電話が見違へるよう
になる、かような考え方をされる方も
あります。なほさういふ考え方をされ
る公聴会でもちよつと話を伺ひまし
た。が、おそらく公社になれば事業活動は
一層活発になるだろう、しかしながら
相当の期間、相当の年月をかさなけれ
ば、ほんとうに公社としての機能も発
揮できず、また国民の需要にもなかな
か沿ひ得ないのではないかと。問題は、
どこまでも現在電気通信省が所掌いた
してあります電気通信の事情が、国民
の需要と比較してみますと、非常な
の差があります。これは国営だから悪い
とか、またそれがどうしても直らない
とか、公社にしたらだちに直ると
か、すぐよくなるのか、かような結論
ではないのでございします。どこまでも

現状を一層できるだけ早い時期にお
いて整備いたして、国民の需要にこた
える方法としての活発なる活動を要望
する形態としては、国家経営よりもこの
公社経営の方が望ましいという結論
で、案をつくつておる次第なんござ
います。その点は誤解のないよう
に願ひたいと思ひます。

○横田(信)政府委員 今お尋ねの具
体的な内容の問題についてお答えいた
します。今のお話は過去の状況がどう
あつたかということ、今後の見通し
はどうか、こういうお話だと思ひま
す。お手元に差上げてあります。さ
うに、戦時中におきましてあるいは戦
前におきまして、通信事業特別会計は
それだけの納付金を背負つて事業経営
をいたして参つたわけであります。何分
相当多額なものでありますので、御承
知のように電信電話だけではなしに、
当時は郵便あるいは貯金、保険の委託
と両方やつておつたわけであります
て、いわゆる郵便、電信、電話合して
の通信事業特別会計といたしまして、
それだけの納付金を背負つて参つたわ
けであります。相当多額なものであり
ますので、年次別決算は、私今手元に
持つておりませんが、当時の決算はそ
れだけの納付金を背負つて、その年度
末においては大体ほとんど残は残つて
おらないという状況で来ております。
しかしそれでどうにか赤字を背負わ
ず。しかしそのためには事業内部にお
いてやるべきこともやらずに来たとい
うものが相当多いというところは、こ
れはいなめない事実であります。戦後
におきまして一般のインフレの影響を受
けたために、この納付金の負担を持

ずになおかつ戦後すぐの年には赤字を出したという状況であります。それによつて料金額上げもある程度やらざるを得なくなつた、そういう関係からかえつて財務当局の方から当時、独立採算で事業をやるべきじゃないか、一般会計の援助を受けるなんかもつてのほかだといふので、独立採算が一般財務当局から叫びが出るような情勢でありました。お手元に差上げました資料の中にあつたように、実はお手元に他会計からの繰入れ百九十四億となつております。これはたしか二十二年度だと思ひますが、この当時郵便も一緒にいたしてござりまして、当時約六十八億の繰入金金を一般会計からいただいたわけでありまして、これは当時料金額上げは経済政策上おもしろくない。しかしどうしても職員の基本・アップも必要だといふようなことで、料金額上げは政治的に押えるかわりに、やむを得ざる赤字として当時の六十八億といふものを一般会計から繰入れましよう、しかしこれは完全にやる金ではないが、無期限、無利子で行きましよう、こういう意味で一般会計からある意味の補助を受けたわけでありまして。特別会計といたしましては戦後においてはそういうわけで、年度によつては幾分の剰余を来すことがありますが、大体どうにかとん／＼でやつて参つた、こういう情勢であります。その資金がどこから来たかといふようなお話もあつたわけでありまして、今のお話のガリオア資金だけではもちろんだいふのでありまして、お手元にあるものが相当多額に上つておりますが、この公債、借入金といふのは戦後のも

のが金額が一番多いのであります。この借金はほとんど全部建設の方に充ててござりまして、この借金によつて新しい建設をやつて参つた、こういう情勢であります。そのほかにお話のガリオア資金からの繰入金といふものがあります。これはそこに載つてござりませんが、その差額になります。ちようど百六十億の中にその繰入金が入る、これが出資になるわけでありまして、この繰入金約百二十億、これがガリオア資金からの繰入金になるわけでありまして。そのほかに進駐軍の關係の設備の建設資金といふものが、設備の建設資金を負担するといふ意味において約十六億あつたわけでありまして、それと積立金と先ほど申しました特別会計から繰入れました従来の資産、その差額が百六十億になるわけでありまして。これは借金でなくて行くわけでありまして、建設といふものはかくのごとくして非常に多くの公債、借入金等の借金でやつて参つた。これは新たな建設的な生産投資でありますので、借金はほとんどない、こう考へております。これが過去の大きなつばの概観であります。が、しからば今後どうなるかという問題であります。今後建設資金はどうやつて豊富にするのか、こういうお話であります。まずこの点につきましましては、御説明いたしましたやうな情勢におきましては、やはり再建設の資金といふものは、資金運用部資金の資金に主としてたよるといふことに相なるのは、これはやむを得ないかと思ひます。その面においてしかば非常に飛躍的な増加ができるということになりますと、これは資金運用

部資金が飛躍的に増加するかどうか、あの貯金なり保険なりの資金が飛躍的に増加するかどうかといふことであります。これはそう一度に飛躍的に増加するといふことも考えられない。そうするとこの面においては公社になつたからといつてふえるというわけではなからう。今度それに対するプラスは何かといふことになりますが、そのほかのプラスといふものは、政府の資金以外に民間からの電信電話債券の引受け、それから民間からの借入れといふものがどうなるかといふことであります。この点の数字を示せとおつしやいますと、これはちよつとたゞいま無理でありまして、電信電話債券の引受けといふものはどういふ場合に引受けがあるか、一般にこの電信電話債券の利子は、おそろく五分ないし七分だろつと思はれますので、これを一般にただ公算したくらく集まつて来るものではないかと思ひます。しかし先般も話が出ましたように、いづれにしろ今の電話の需要と供給は非常に離れておる。しかし今の建設資金を前提にいたしますならば、すべての御希望に沿ふことはもちろんできない。自分の村なりあるいは自分の町なり、そういうところの電信電話の基礎設備をふやすことの方に投資してくれるならば、電信電話債券をわが市町村で持つといふやうな場合もあるかと考えられるのであります。これはどの程度になるかは今すぐわかるわけではありませんが、こういうものが、ある程度あり得るといふことは考えられるわけでありまして、それからただいまも大臣からお話がありましたように、いわゆる外資の導入という問題になりますと、これはどう

ろん絶対にすぐ見通しがつくといふことはちよつとむずかしいのであります。もちろん外資は、コモーション・ベースで入つて来ることは当然であります。従いましてこの公社のコモーション・ベースといふものが、外資から見ると十分安定しているといふことについて十分コモーション・ベースの率、外資の導入策、外資の入つて来るそちらの方面にそれだけの信用を持つ。それから労働情勢につきましても、御承知のように労働情勢は安定しておるといふようなことについて、外資を入つて来る方が安心をするといふ情勢になれば、私は入つて来ると思ふのであります。しかしこれは今後の公社の努力と今後の情勢に相まつわけ、今すぐ幾らになるかといふことは、もちろんこれは見通しがつかないのが当然であると思ひます。そういう意味で、建設資金の問題は幾分プラスになり得ると思ひますし、また将来は相当発展性はあるかと思ふわけでありま

してもそういう意味において、人事管理においても、財務、会計のやり方につきましても、企業会計的に一歩進むべきである、これは当然だろつと思ひます。それをやるのに、国営のままよりは、こういう形においてやるということが実際に適するし、容易であらうといふことが一つの大きな原因であらうと思ひます。そういう意味において考へてみたときに、はたしてそういう財政上の自主性、あるいは人事管理上の自主性が、この公社案において完璧であるかといふことになりますと、ここに幾分問題があるわけでありまして、これも先ほど大臣のお話がありましたが、なほど成立の原因は幾分違ひまして、鉄道公社等のわいの一つはやはりそこにあつたわけでありまして。そういう鉄道公社あるいは専売公社等よりは少くとも一歩進んで行く。この前進的な進歩の中に、やはりほんとうの堅実な進歩といふことも考えられるのではないか、こう考へるのであります。鉄道公社がござりましてから、財務、会計の問題についても、あの公社法は三回の改正を経ております。一歩々々企業的に進んで行つております。それよりはなお非常に完全とは申し上げませんが、この公社案では一歩は進んでおると考へるのでありまして、今後事業の経営管理者と従業員の一一致した努力によつて、国会あるいは輿論の一般の支持のもとに、なお今後非常に発展して行く可能性があるだろつ、こういうやうに考へるわけでありまして。○松井(政委員) そこで承りたいのでありますが、戦後、昭和二十年には、資料によれば、やはり臨時軍費に二

億四千万円繰入れております。郵便と電通の方との分布は私ばかりかもしれませんが、しかしやはり二億四千万円繰入れしておる。それが二十一年から終戦後赤字となつた主たる原因をひとつ明瞭にしてほしいと思ひます。

○横田(信)政府委員 この赤字となりました主たる原因は、人件費、物件費の増高であります。これは御承知の物件費のインフレによる問題、それから人件費につきましても、これは当然インフレに伴つて人件費を相当上げなければならぬということが、非常に大きな原因である。そのほかにもお原因と申しますならば、ある意味において戦争中なり過去において、通信事業というものが相当増取をしておつたとも言えるのであります。従来は御承知かと思ひますが、電報配達人等におきましては一月におきか一日か二日の休みしかなかったものであります。それが戦後におきまして週休制が採用され、労働時間は八時間制をとるといふようなことで、この人員の増加というものが相当あります。そういう意味におきましての物件費の増加、物件費の増加、こういうこととあります。また料金の方は、国家事業でありますので、非常に飛躍的な大きな料金の値上げというところでもできるかというふうな、収入の面と支出の面と両方相関関係におきまして赤字に転向して参つた、こういう情勢であります。

○松井(政)委員 物件費の増大、人件費の増大というものは、やはり時代の趨勢に基いて上つたり下つたりするものなんです。しかしその間において、やはり経済政策に伴う物価政策から来る諸物価の影響というものはね上つて来る、そこから生れた小売指数、卸売指数並びに生活指数から影響をこうむつて来るのです。その点を把握し、承知をしない電通当局ではなかつたと思ひます。把握しながら赤字を出した責任の所在と、把握しながらもできないやつたという原因をひとつ説明してください。

○横田(信)政府委員 今のお尋ねにお答えいたしますが、私先ほどある年はそうやつて赤字を起したと申しましたけれども、それは赤字のかかりにその繰入金によつて、一般政府からいわけの無期限、無利子の金でその赤字をカバーした。それは時の政府におきまして、料金値上げの意味はわかる、しかし料金値上げを今すぐやつたのでは、一般に響くところが大きいからこれを延ばしてくれ、延ばす間の赤字というものは、一般会計の無期限、無利子の金でカバーして行くじやないか。鉄道運賃におきましても同様な政策がとられたわけでありまして、これはその年度のことでありまして、ほかの年度につきましては、決算において赤字は出しておりません。ただ戦争前におきましては、これだけの繰入金を入れるだけの余裕があつたけれども、それがすつかりなくなつておる、それだけのことであります。

○松井(政)委員 わかりました。そうすると戦後赤字はなかつたが、やはり建設資金の獲得はうまく行かない、こういうことですか。

○横田(信)政府委員 建設資金の獲得が全然できなかったとは申し上げません。今のそこを上げておられます公債、借入金というものは、建設資金に充てるためにこれに來たものであります。

しかし何分にも電話の需要と供給との関係におきまして、需要にマッチするだけの資金というものは非常に龐大なものを要する。しかし財政全体の関係からいって、それだけの資金は出ない。その全体の関係を考へまして、それだけの建設資金が借金として借り得た、こういうわけでありまして。

○松井(政)委員 さらに参考までに……資料には昭和九年以降の納付金が出ておるが、要するに電話は、私みたいなしろとが申し上げるまでもなく、帝國議會以前に条例によつて創設されておる。それから電信法ができたのは明治三十三年といふぐあいにずつとやつて來たのであります。従つて昭和九年以前の経営状態はどのようになつておつたか、これを参考資料がありましたらひとつ御説明願ひたい。

○横田(信)政府委員 非常に古いものになると、はたして資料があるかどうかわかりませんが、創設当時は、御承知のように日本においては國營で始めたという点は、当時こういう事業を進めなければいかぬというので始まつたのであらうと思ひますが、当時は収入と支出とわかれておつた。おそらく最初の明治初年の当時は赤字だつたと思ひます。それがだんだん多くなつて参りまして、収入と支出というものは會計上わかれておるが、この収入、支出を見合はせてみると、どうにかだんだん余裕が出て來るといふような情勢になつて参つたわけでありまして。

ただいまそこに差上げましたように、昭和九年から特別會計になつたわけでありまして、その当時の状況が、一般會計の中にあつてそれくらいの剰余金が大體できておつた。従つて特別會計になることは、企業的にする意味において當時より、しかし特別會計にわかれることによつて、一般會計に非常の影響を及ぼすことはまた問題だといふわけで、従来一般會計におつた実績、それくらいは特別會計が生れても、一生重荷を負つて特別會計をやつて行きたいといふようなことで、当時の実情は一般会計の中にあつて、収入、支出は一応わかれておるけれども、見合はしてみると、大體そのくらいの黒字が出ておつた、こういうことであります。

○松井(政)委員 経過の説明は大體わかりましたが、そうすると……お伺ひいたしたくなるのは、従来の國營で、昭和九年以前、特別會計のできるまでの前の國營形態においては、むしろこの九年以降よりも私は利益をあげていたと思はれる。従つて國としてはずいぶん郵政、電氣通信事業でもうけたと思ひます。昭和九年以降、やはりその当時の物価の低いときの金でも、これに出ておるすうじに、國庫へ龐大な納付金として繰入れをいたしておる。それから戦後に戦後物件費、人件費等が上つても赤字にはならなかつた、こういうこととありますね。そうすると、ただ現在の經營で公共企業に移行しなければならぬという理由では、先ほど大臣が説明している主として資金の獲得、こういう面じやないかと思ふ。さらに資金を獲得して建設をして、多くの需要者に満たして、國民にサービスができるかといふと、公共企業にしてもそう簡単には参りませんといふ御答弁をただいま申されて

おる。それならば何のために公共企業にするかといふことなんです。それは公共企業にする根拠というものが、まず薄弱になつて來る。だからそこで私は現在でも赤字は出ておらない、戦後赤字は出さない、しかしやはり資金は欠乏しておつたらしい。それを今度は公企業にして獲得したい、しかしそれにしたつて需要者を満たすようなことには、一年や二年、三年にはできない、こういうことですね。そうすれば現在の國營形態の悪い面も万承知しておる、しかしその悪い面を除去しようといつても、なか／＼困難な面がある。しかし公共企業にしては、公企業のいい面ばかりだちに行きたくない、こういうことなんです。おね。それでもなおかつこういふ考え方で公企業にして、電通當局としては予算上も氣にいらぬ。政府全体としては私は知りません。しかし電通當局としては予算上の条項も、法律上氣にいらぬ、早くいへば……。資金運用の面についても氣にいらぬ。公共企業体の面を發揮するだけの完璧な法律もできなかった。しかしこれをやらなければならぬという原因は一体どこにあるか、これをひとつお聞かせ願ひたい。

○佐藤國務大臣 先ほどの横田君の資料の説明でよくおわかりになつたと思ひますが、その点を少し補足して私見を申し上げてみたいと思ひます。

戦前と戦後の問題であります。戦前といいますが、戦争に突入する前と戦時中の問題と、それから戦後の問題、かように考へてお話し上げてみたいと思ひます。おそらく過去のことは――これは私の私見でありまして、あるいは当たらないかも知れません

が、私の理解するところにおきましては、あの新興日本が特殊な発展をいたしてあります。おそれなくひたすら経済活動上から必要だというばかりでなく、軍事上からも特に重点を置かれるこの種の施設につきましては、政府自身が非常に積極的な意図を持って、これらの設備に非常に努力して来たことはいふまでもない事実だろと思うのであります。従いましてその建設整備にあたりましては、国家的資金はどん／＼つぎ込まれたのであります。また利益金の処分等におきましては、整備にどん／＼使われて参つたことだろと思ひます。ところが戦時中になりまして、この施設の改善等はほとんど手をつけられないでそのままにいたしまして、戦争遂行のためにあげて資金をその方向に振向けたというふうな財政状態であつたのではないかと思ひます。これが戦後の状態から見まして、非常な負担をここにもたらしてあるものであります。先ほどの話でよくおわかりだと思ひます。国内の都市という都市が灰燼に帰した。電話のない都市は一つもないわけでありまして、今でもなお焼け電話として、過去の電話の加入権を持つておるものが元々復しなない、あるいは市内の通話等におきましても非常に不便を感じておる、あるいはまた地方の電話等においても、長期にわたる戦時中においての施設の改善、いわゆるその時勢に即応した整備等が遅れておる、こういうふうな状況でありますので、この戦後の経営に当りましては、非常に困難な問題に当面しておることは事実であります。が、現状自身が非常に困難な状態に置かれ

ておる。荒廃に帰した電話の復旧も、もちろん必要ならば、また時勢に非常に遅れたところの設備の改善も積極的になければならぬ。そうして一面におきましては、いわゆるインフレの波におおられまして、この料金の改正はいつとも後手々々となつて参るわけでありまして、これらの状態が予測できない経営者は、とんでもないやつだと思ひしかりを先ほども受けました。あ、インフレの高進の状況のもとにおいて、この種の事業経営を遂行して行くことは、これは並たいていのことではないのであります。

（委員長退席 高進委員長代理着席）

しかもインフレがかかる高進を示したゆえんのもの、とりもなおさず国力自身を反映してあるものであるし、国民生活のどん底にあることを現わしてある現象なのであります。かように考えますと、政府がこの種の事業が非常に大事だと考えまして、国家資金は潤滑してある。しかも国民生活は窮乏のどん底にある、いづれを先にするかというふうな点を考えて参りますと、これは最も必要な事業であるにもかかわらず、これらの整備が遅れたこともやむを得ないと思ひます。政府自身の責任と申しますより、その時の情勢といたしましては、これはやむを得なかつたのではないかと申すのであります。その意味において、ある方々からはあつた困難な状況のもとにおいて、よく電話はここまで復興したとまで推賞を受けるゆゑんであります。しかし私どもがこの事業の経営にあつては、荒廃からとなく立ち

上つて、事業の経営の基礎も一応できた、従業員の手当等にいたしましては、なお不十分な点もあると思ひますが、ともかくも一般国民生活と同じように、ある程度の安定をもちたし得たというところは、これは今までの政府当局なり、あるいはこの事業遂行の衝に當つておる人たちの努力のたまものだと思います。従つてこれは過去の経営体自身が非常な不都合があり、この不都合ではいかぬというふうなことを声を大にして申し上げておるものではないのであります。この電話の事業の状況を考えますと、やはり経営者といたしましては、いろいろ苦心もあり、いろいろ努力もいたして参るが、その経営者自身の創意とくふうと努力が現実に出て来るような経営形態に移す、しかも本来の使命を達成するに万全である、かような形態を考へるのが当然だと思ひます。先ほどの横田君の説明で、大まかな点は御了承はできたらうと思ひますが、私もよく理解しております。ところは、軍事的な要請が特に強く響いた時代と申す、よほどそのことがかわつて来ておるのではないかと。その意味においての活発なる事業活動を要望しておる際でありますので、この際は私どもは国営よりも公営形態をせむとも取上げたいと考へておるものであります。

○松井政次委員 私はいちよつと大臣と考へ方が違ふのです。というのは、基本的な国の経済的立地条件から、公共企業体というものはどのような性質を持つものであるかということをお伺いをし、さらにその上に立つて、今の国営形態から公共企業体になければならぬという根拠と理由というものが納得行かない。とにかくまく行くとは考へられないのであります。できてからの公営の努力でやつて行く、こういうことがただ一つ横田さんの答弁でうなづける点なんです。公営ができて上つてから必死の努力をして、それによつて成績を上げて行く、こういうことはうなづける。けれどもこれはやはり現在の国営形態でも必死の御努力をなさつたのだと思ひます。なさらぬということ、当然公開の席で言うべき筋合いではない。真剣な努力をなさつておるにきまつていゝと御答弁をなさるにきまつていゝ。しかしわれ／＼が考へるのには、この点は少し私の思い過ぎかもしれないが、明らかにしてほしいと思ひます。というのは、第五国会以来、郵政一本のときは私は委員になつておる。あるいはときには運輸にばかり、労働にかかりましたけれども、ずつと一応関係をして来ておる。そうすると第五国会、第七国会ころまでは、それほど世間の評判は悪くなかつた。ところが昨年来電通当局の人氣というものは非常に下つた。一方からは、電話を何ぼ申し入れたつて引いてくれないじやないかと言われている。電話を引くといふことになれば、東京で市内ならば五十万がやみ相場、市外ならば三十万がやみ相場、これはわれ／＼の聞いておる通り相場です。通り相場、ずいぶんいゝや言葉です。あなたは国会の何の委員をやつておる、電通委員をやつておる、それならば電話を引いてくれない委員会だといふ。さらに今度

件を起しておる委員会だといふ。ずいぶん人氣が悪い。そこで根本的な経営形態をどうするかということではなくて、こういう人氣の悪い国営形態の官僚経営の電信電話をコーポレーションに切りかえて、新しい角度からやろうという考へ方がかなり働いておるのではないかと想像される。これは私の想像かも知れません。しかし想像されるときは、単にそういうところに根拠があるのか、誤解があつて御迷惑をかけるのか、かりにそういふ考へ方が、お出しになつた電通当局にありとすると、根本的な経営形態、国民のものとしての電信電話を、どのような利用の需要に供するかという建前からはなくて、きつめて本質的な考へ方というものが稀薄になつて来る。そういうことがないと思ひますし、あつてはならない。だから私はかりにという言葉を使うのであります。そういう考へ方があつてはならないし、あつてはならないと思ひます。この点を明瞭にしてほしい。やはり電信電話は国民のものであり、国家的のものである。しかしながら国営であつては、いゝ／＼な理由からやつて行けないので、公共企業体にするという考への方が全部ならば、公共企業体の本質が備わつた法律案が出されなければならぬ。それが出されなくて、へんばなものでないからつくりやうといふことで、不完備な法律によつてつくるといふことは、これはむしろ罪悪です。国家の経済的立地条件と諍和後の産業構造からいつて、一種の罪惡です。もつと政府みずからが完璧を期す時期まで研究を続け、さらに電通当

局の意見が通るまで研究すべき段階なんだ。不完全なものでもいいから出そうというこの考えに、われ／＼は本格的な企業形態を真剣に考える以外の考え方があつたのではないかと想像される。その点はあるかないか。ほんとうにこのように考えておられるかというのを念のために、ぜひ失礼な言葉で質問しましたけれども、了解願つて御答弁を願いたい。

○佐藤國務大臣 失礼な言葉を使つたから了解願つてと言われますが、思い過ぎではないかという前置きもありましたから、おそらく自分が思い過ぎをしておられるということであるのだと私はかように了解しますが、いろいろ／＼おあげになりました点は、ほんとうに御懸念なさつての通り思い過ぎの意見でありまして、私も賛成ができないのであります。ことに第五国会以来電気通信の委員をしておられますので、電気通信省の変遷と申しますか、事業遂行の状況につきまして、私より以上の経験と知識を持つておられるわけでありまして、従ひましてたゞいまお尋ね、御意見のうちに出来て来ること自身は、これはしるうとが申すならばともかくであります、第五国会以来ずつと引續いて電気通信省の業務をちやんと批判し、監督しておられた松井さんとしては、私まことに意外に思い、機会がありましたら、その思い過ぎであることをぜひ御明確に願いたいと思つておるものであります。これはたいへん議論めいたことを申し上げて私も恐縮に存じます。しかし第五国会以来今日まで電気通信委員として非常に活躍され、わが電気通信省の業務については非常に御理解をいただいてい

る松井さんにして、なおかつかような思い過ぎではないかと思つたというよきな御意見を發表なさる。しかもこの席は私どもの最も大事に考へておる公の席上でございます、これより以上の席はないと思つたので、ほんとうに松井委員の信念を吐露なさつたといひますならば私は大いにこの席において議論をかわしてみたいような感じがしたのであります。まず冒頭にそれだけ私の私見を申し上げておく次第であります。

○松井(政)委員 こちらはぜひいふん敬意を払つて質問したつもりなんだ。けれども思い過ぎだと断定をなさるならば私は申し上げる。それならばひとつお伺いをいたしますが、世間を騒がしたり、国民に迷惑をかけたつておる汚職事件の責任はないとおつしやるかどうか。この点はひとつ明瞭にしてほしい。

○佐藤國務大臣 この汚職事件というものは、ただいま御承知のように檢察当局においていろいろ審理が進んでおりますので、その方において明確になるのであります。その問題と法案提出と関連してお考えになつておるところを、私は思い過ぎだと申すのであります。法案は法案としてほんとうの生命、理想を吹き込んで御提案し、そして御審議をいただいております。この種の事柄があつたから、何とか気にかへるような意味合いにおいてこの種の法案を出したのではないかと言われることは、私はまことに心外に思つた次第であります。

○松井(政)委員 だから私は、そういうことがあつてはならない、この法律案に関連してはならない、関連はない

と思うが、提出される根拠が、公共企業体の本質にも目的にも、さらに国営との企業形態の相違にも納得行くだけの目的、明瞭なる答へがいただけないので、別の理由があるとするれば、かくのごとき理由はないか、あつてはならないが、ありはせぬか、こういう質問をしておる。質問の内容が悪かつたらもう一べん質問します。

○佐藤國務大臣 私もよくお話の趣旨はわかりましたが、いやしくも最も電通省に理解のある松井さんといひたされまして、そういう疑念を持たれたといふことを、私はまことに心外に思つておるのであります。これは表現の方法としてただたういうことを申されたといふのなら、何も私は申し上げませぬが、ほんとうの真意はよく電通省の実相を御理解あり、またおそらく電通委員会といひましては、この困難な事業遂行の時期におきまして、非常な御鞭撻も賜わり、また同時に御指導もいただいておる私どもであります。従ひまして松井さんの過去におけるお働きになつたことから考えますと、実は先ほどのお話はまことに意外に響いたのでございす。しかしこれは別に本筋の話でもないものでありますので、この点は私もこの程度とめたいと思ひます。

そこで今お話がありました、電気通信省の評判は、御指摘のように最近非常にまづなつてゐる。同時にまた汚職事件が起きました一層まづい結果になつておることは、私もこれを認めざるを得ない事実であります。しかしこれは弁解がましくなるかも知れませんが、あえて申し上げますと、戦後のあの荒廢いたしました時期におき

まして、まず当時の需要にはとりあへずこたえ得たろうと思つたのであります。また電気通信の働きから見まして、あれだけ混乱し、あれだけ窮迫のどん底にもあり、また都市も荒廢したときに、電話は一応まず相当働いてくられていたという程度であつたろうと思ひます。ところが電気通信の設備の整備というものは、相当の段取りを要するわけでありまして。そうして他の面のように、なか／＼立上りが容易ではないのであります。ここに一般の整備状況あるいは復興状況とマッチしないものが確かにあつたと思ひます。そこに一層の批判が加つて来たのだ、かように私は考へておるのであります。経済的な活動のためにお店ができる、店ができれば必ず電話は必要だ、しかし電話をつけますためにはその回線路から実は直して行かなければだめだ、あるいはまた都市でありますならば、相当整備された交換局を設備しなければだめだ、しかもこれらの国内生産等においてなかなか／＼思うように工場は動いて行かない、ここに総合的な設備をいたします事業経営者の苦心が存するわけでありまして。そこで私も今日の電話の普及状況は、もうすでにたびたび申上げておるので御了承をいただいておると思ひますが、日本全国を通じて見ますれば、戦前の数以上のものが出てゐるわけでありまして。しかしながら最も需要の多い、政治的あるいは経済的中心である大都市におきましての整備が非常に不十分である。しかもまた遠距離通話等においては回線路の整備については相当の遅れがある。あるいは機械自身の老朽したもの、あるいは時代離れがしておるといふよう

なものが多数あるわけでありまして。これらの点はよく御承知おき願つてゐることだと思ひます。この点において、利用者の面から見ますと、おそらく相当の不満がここに生じて来る、これはいふまでもない事実であります。もつと電話の加入個数でもふえて参ると申しますか、これが五百万だとか一千万も個数があるような電話状況でありましたならば、今日の復興にいたしましても一層すみやかであつたのではないか。言いかえしますれば、国民の利用数が多いといふこと、ここに大衆性があるわけでありまして、この整備についての批判がもつと活発に行われたのではないかと思つたのであります。御指摘のように、また私もがいつもごひろう申し上げておりますように、これは国民のものであります。また国民の利便を増進するものなのであります。かように考えますと、これを利用する者、これを使う者の批判といひますか、一般の意見はもつと率直に、もつと端的に出て来るものが、この事業発展のためにどれだけの力を貸すかわからないのであります。かような意味合いにおいて、たとえば鉄道の復興等については、一般利用者の批判が新聞等にも非常に活発に出ております。これは利用者大衆という数の問題から見まして、生活の問題、経済活動の問題から見ますれば、鉄道と何らかわらない重要性を持つものであります。そしてその大衆性もたつた当然の結果だろふと思つたのであります。かようなことこの種の事業、鉄道も電信電話も同様であります、国民のものと考へ、また国民の利便の増進、あるいは経済活動、あるいは国民生活の確保

の上から絶対必要だと申します。ならば、一層国民の批判を受けて、この要請にこたえるようなサービスを提供することは絶対に必要なことだと思ふのであります。この意味におきましては、御議論はおありだと思ひますが、国自身が経営をいたして参り、そして特殊な目的だけの遂行に重点を置いたような経営方針をとるなど、もつと視野を広め、民間経営の長所を取入れつつ、国民の批判を率直に受入れ得るような機構をつくるのが最も望ましいことだと思ふのであります。この意味におきましては、公杜形態は、ぜひとも御採用願ひたいと思ふ次第であります。

○松井(政)委員 根本の理由については、やはり公共企業体そのものに対する考え方、一致の部所がないとは申し上げられませんが、しかしながら遺憾ながら納得できない面があるというところをもう一度申し上げておきます。そこで今度は部分的にお伺いします。部分的にお伺いしますが、ただいま大臣が言われたように、大都市においては非常に要求が強い、これはわれ／＼もたびたび説明を聞き、数字を見てわかつております。そこで問題になりますのは、今公共企業体になつて、独立採算制で利益を追求しなければならぬ、欠損をしてはならない、こういうことになり、考え方から——これでもまた思い過ぎをすると言われれば、そうかもしれないけれども、そういうものの考え方から大都市偏重になつて、結局大都市の場合は民間経営のままの形を公企体の中に生かして、そして今度は、どうしても間尺に合わない、計算のとれない地方につ

いては勢い建設が遅れがちになるが、その面はやはり公企体の中の国家性というところでもつづり生かして、こういうような形態になりはせぬかとおそれる点があるが、この点に対する公杜になった場合の当局の構想をひとつ聞かしていただきたい。

○佐藤國務大臣 この種の事業の整備ということは、まことにむづかしい問題であります。そこで、たゞいまのようないろ／＼な御疑念が生じたり、不安が生じたりするのだと思ひますが、国が経営いたして参りまして、都市または地方を通じてまんべんない計画はなか／＼できかねるのであります。また機械の整備等にいたしましても、同一の機械を全国至るところで全部施設するというような状況には、なか／＼なり／＼ではないかと思ひます。これは非常に金がかかるわけであり、例をとつて申しますれば、全国が全部自動交換の施設になり得るか、かように考えますと、これは相当の時日と金額を必要とするに違ひないだらうと思ひます。あるいはまた回線路の整備の問題にいたしましても、都市をつなぐ場合の回線路と、あるいは純地方的な線路の整備等におきましては、必ずしも同一の網を張るわけには参らないと思ひます。あるいはまたこの整備の問題にいたしましても、必ずしも都市を先にするというわけではありませんが、戦災をこうむりまして復興を今最も必要として参りますものは、都市であるというものはつきりした現実であります。また都市相互間の通話等も非常に整備されて参るわけでありまして、従ひまして経営者といたしましては、絶えず国内総体の需

要を勘案いたしまして、それが経済的な要求、あるいは政治的な要求、あるいは一般国民生活上の要求等の需要度の強さ等を考えまして、それ／＼整備の方策を具体的に立てざるを得ないと思ふのであります。さらにまた根本の問題として考えますれば、今日ある電信電話にいたしまして、十分の機能を發揮しておられない。そういう際に新しいものを建設する力は、これはしばらくとめおいて、現在あるものをまづ完全に円滑に機能を發揮するようにしようという御意見もあらうと思ふのであります。しかしそればかりにとらわれるわけにも参らないと思ふのであります。現在あるものは少々不便でも一応しんぼうしてくれ、ゼロであるところの方がもつと必要なんだから建設をやつてくれ、という御意見も、これもあり得ると思ふのであります。ただ私は国内の要請につきましては、公平な考え方、これを取上げて参るといふことに尽きるので、まことに抽象的なお話で恐縮に存じます。その考え方、経営の面、当る人に要望して参りたい、かように考えておる次第であります。

○松井(政)委員 独立採算制の問題で、基本的な問題についてお伺いしたい。御承知のように独立採算制が必要だということになりますならば、やはり利用濃度からして、利益の多い部分は民間企業のいい部分と解釈しなければならぬから、公企体においては、やはりこれを包容して行かなければならぬ。といつて欠損のあるところでも、公共企業体の性質からいって、公共性を生かさなければならぬ。それから、それをやらぬというわけ

には行かない。そこでそういう独立採算性の立場から考えるならば、われわれが従来の予算等を見ても、あるいは決算等を見ても、利益のあると思われる国際通信を何のために切離しになるか、この目的を聞かしてほしい。その目的の前に、国際通信の利用者、現在並びに従来の利用者、それから国際通信の収益計算の数字的内容がありましたら、御説明願ひたい。

○佐藤國務大臣 お尋ねの数字等の問題につきましては、横田君等よりお答えいたしたいと思ひますが、基本的な問題といつたしましての独立採算制の問題につきまして、一言私見をつけ加えておきたいと思ひます。独立採算制は、必ずしも利益追求の経営形態という意味でないことは、御了承願ひたいと思ふのであります。利益追求と申しますと、利益を上げまして、その利益の分配ということに当然なつて参るわけであり、公杜形態として、政府機関としていたして参ります。この独立採算制では、この事業によつて生じた利益金を、あつてこの事業の整備のために使うということが本来でございます。この点では何らの誤解はないと思ひますが、そういう趣旨のものであります。従ひましてこの事業経営の面、当る人は、これは都市といわず地方といわず、国内をまんべんなく見る。また同時に経済的要請であるとか、政治的要請であるとか、あるいは国民生活上の要請であるとか、それらを適当に勘案いたしまして、その緊急度に応じて公平な立場において、国内の事業の整備をはかつて行くように要求しているのが、この独立採算制であります。従ひまして事業経営者の意

欲というものの、また公杜の使命とする公益増進を達成するという意欲の観点から見ますと、この意味において、同時にこの公杜の従業員に対する給与等につきましても、相当の考慮が払われることは当然であります。本筋を申し上げようとする事業の整備を第一主眼点に考えて参るわけであり、さうして考える、利益の上つては、国際の問題をなせ分離したか、それならば、国内の問題で利益が上つてゐるのを、国内の整備になぜこれを使わぬのか、これは明らかに一つの問題ではないのか、これは明らかであります。在来におきましては、国内の電話の整備の方向に使われていること、これは申し上げるまでもなく先刻御承知の通りであります。ただここで特にこれを分離いたしましたゆゑのものは、その業務の性格もや違つて参ります。ものによりましてわけ得ないものも実はある。たとえば電話と電報はわけ得るではないかといふような御批評もあるうかと思ひますが、設備の關係上、必ずしもこれを明確には区分しきれぬ。従つて電報と電話とを区分するといふことは考えませんが、国内のものと国際のものとはある程度わけ得る。さうして国際のものは利益が上つてゐる。さうして国内の方においては過去においてこの方の利益を受けておるといふ状況であります。今後分離いたしました際におきましては、これはおそらく両者の間においての競争というものが考えられるのではないのか。その利益を、これを薄く方、しかも非常な膨大な機構の方へ流して

みますよりも、これを独立し得るものをひとつ見本といたしましてりつぽに育て上げる、そうして国内の方もこれに負けないように事業の整備を

社にかねてから還元されている、この点を見のがし得ない事実として、その跡始末をいたしておるような次第であります。

りになると思いますので、一応説明は省略いたします。御疑問がありましたら御質問いただきたいと思います。

○花岡政府委員 国際通信の利用者の

業者の負担を軽減してくれという一面、また料金が低いからこれなるべく合理化して下げるように努力してもらいたい、こういったような要望が強いところがある。つまり、二つの面から見て、この業界は、かなり

によつて利用されておる。しかも電話におきましては、まだその需要が圧倒的に出ておりまして、これに対して疏通が非常に不満足で、設備の拡張を相手が国からも要求されておるような大

し、業績を上げて行く努力をする。これが実は望ましいのではないか、ものによりましては、相当の利益を他の方へ流すことによつて均霑さすことは、これは可能でありますが、その場合におきましては多くの場合において、悪

○横田(信)政府委員 国際電信電話の
中の収支関係がどういうことであるか
という御質問でありましたので、お答
えいたします。これにつきましては、
今お手元に国際電信、電話収支目録見
書というものをお配りいたしました。

況かするいろいろ必要なものにつきまして、ちよつと申し上げます。國際通信の利用者は、貿易關係の業者が主体であります、それに新聞、通信あるいは外交、政治方面、あるいはまた一般の社交往來關係といふものが若干

それから利用の分量につきまして申
聞係からいたしまして、最近の貿易方
面からの国際通信の民営の要望と切り
離れて、われ々にも企業に参加させ
てくれというような要望がきわめて強
くなつて来ております。

態であります。

○松井(政)委員　そういたしますと、国際通信の中の先ほどの横田さんが説明をせられました数字には、私どもも多少疑義がありますが、これは横田さんは前提で申されましたので、この数字

い方向に発展するのが普通の例である。一つの標準にし、そうして悪い方が一層の努力をいたしまして、いいものの地位にまで引上げて行くような努力をするこの方が、最も事業発展上必要

れは御承知のように本年まで、この一貫のものを分離するという推計をやらなければならぬ。そういう意味で、これは正確性において幾分問題はあっても、わかぐません、最も合理的なように

入つてゐるわけであります。しかしながらこの利用者の数は、非常に限定されておゐまして、利用の對象はきわめてはつきりしておるということと言へるかと思ひます。

現在の國際通信は、貿易界の戦後の

し上げますと、さつきちよつと触れました通り、懇条件のもとに通信をかわしておりますために、非常に通信の量がよいにいらまして、戦争前に一年に二百六十七万通ぐらいが最高でありましたものが、二十六年におきまして

はそのままいとして、この収支の中に、あとから説明いたしました従来の進駐軍、これは入っておりますか。

○花岡政府委員　入っております。

○松井(政)委員　これはあけ足をとるわけではないが、それならば収支のバ

であります。しかし形態的な問題からいえば、すでに提案理由で申し上げておりますように、国際の分野においての通話の形式等から見まして、むしろ国際関係は会社形態が望ましいということをお申して参つておるのであります。

一応理論的に考えて行くと、実は本年の三月三十一日の決算も全部終了いたしておりません。幾分報告もまだ参つていないところもありますが、大体今の推定ができますので、その三月三十一日の決算を予定いたしましたして、その

いろ／＼な状況からいたしまして、つまり海外に支店を持たない、まづたく出直した貿易態勢で臨んでおるといふような関係からいたしまして、通信に依存する度合いが非常に強くなつております。一にも二にも通信に依存して

は三百四十三万通、非常に通数が膨大になつておるのであります。これは繰返すようでありますが、特殊の状況からいたしましてこうなつておるのであります、非常によけいの通信料を留易業者が負担しておるということを物

にからんで、國際通信の利益をお伺いに、さらに利用者を聞いたときに、進駐軍は落しまして、貿易、報道、こうのおつしやいしましたが、進駐軍というもののは従来計算上、取扱ひ上、別個のものとして、國際通信の通念は貿易、報

す。しかし在来の利益金の問題等の観点から申せば、むしろ競争さすべき筋のものではないかと考えます。しこうして今回公社から会社へ現物出資いたしますものを、特に有償で大蔵省の一般会計の方へ譲渡いたしますゆえに

中で、国際と国内とわけまして、国際関係だけをわけてどういうことになるか、というのがお手元に上げたものであります。これについて申し上げます。いわゆる損失のうち支出といったしまして、二十六年年度の決算から国際関係

に貿易活動に影響するわけでございまして、この点につきましては戦前も同様であります。戦前以上に通信に依存しておるというのが現状であります。従いまして貿易業者方面の国際通言事業に与する関心の度合が、き

○松井(政)委員　ちよつとお伺いしませうが、利用者は貿易業者、報道関係、それから政府関係ですか。この場合、従来の進駐軍はどのようになっておりますか、さらに駐留軍はどのようになっておりますでしょうか、これを一

道として取扱つたのですか。今後駐留軍の場合は、一体どのようにお考えになりますか。

○横田(信)政府委員　ただいま御質問の私の説明がどうもふに落ちぬというお話でございましたが、国際電話事業

つてその財産的な価値を公社の方に還元してもらいたいというねらいから、普通ならば、政府の出資ならば政府出資として簡単に処理されているのでありますが、この場合においては、公共

見てみずと、五十四兆九千九百九十億に
ように、二十五億六千九百九十億といふ
ものになるわけであります。収入が国
際電話収入と国際電信収入両方を加
て三十九億二千六百万円、その差額
十三億五千万円、これが現在の共同通
信費におおむねを合理的に計算する

めてまた深まつて来ております。料金のごときも戦前に比べまして、電信におきましては六十八倍、電話におきましては四十倍、戦後とういつたような比較的其他の公共事業、あるいは他の通信料金よりは安くとどまつておるわけ

つ……。

○花岡政府委員 電信を主として申し上げたのですが、電信の方におきましては、駐留軍の方の将兵の利用いたします通信の割合は、全体の割増でございます。大体安定した割合

収入の電話は、ただいまお話がありませんように大部分が進駐軍将兵の利用するものでありますが、これはやはり個人として利用するのでありまして、当然この収入に見ているのであります。電信も同様であります。従いま

計が公社に対して有償で支払ひをして行く、こういうことをいたしましたはえんは、ただいま御指摘の利益金が公

と、大体こういうことに相なるといふ数字であります。この中の各項目にきましては、ごらん願えば大体おわ

でありますが、なおかつ貿易に對する非常な圧迫である。すなわち通信のサービスの質をもつとよくして、貿易

で利用されております。それから電報
につきましては、先刻申しましたが、
これは八五%ないし九〇%近くが将兵

てこれは當然見たわけであり、見
たことはあやまちではないと思つてお
ります。

○松井(政)委員 わかりました。

○石川委員 ちよつと関連してお伺いたします。先ほど松井さんの御質問のうちに、公社の事業で上つたところの金は、全部事業のために使つて行く、こういうものが公社だというふうになりましたが、さういふ御趣旨ですか。

○佐藤國務大臣 あの規定に明確にいたしております。例外はむしろあるわけでございしますが、今回の特別会計、独立採算の制度をとりましてゆえんは、さういふ考え方をいたしております。と、利益金は公社に積み立てるというのを原則にいたしまして、予算編成の際におきまして、繰入れることあるべしといひますか、その予算の定むるところによつて繰入れることがあるというふうな、例外的な措置を認められております。この点は在来の考え方でありまして、また国が経営しているような場合であります。と、利益金が予算以上に上りますと、それは一般会計に繰入れるというのが原則でありまして、その金を事業整備のために使うのは、次年度予算で特に承認する場合でなければならぬわけでありまして、その原則の建前をはつきりいたしたことが、今回の改正点の一つであります。従ひまして、同時にもし赤字を生じたという場合におきましては、欠損といたしましてこれを繰越して行く。過去において積立金がありますならば、その積立金をくずして欠損を埋めて行くという考え方をいたしておるわけでありまして、その利益金を事業遂行のためにと申しますのは、これは事業の設備、物的施設ばかりを意味するものではないことは御了承願ひたいと

思ひます。

○石川委員 この点私どもまだはつきりいたしませんので、公社の性格、本質にもかかわりますから御聞きして参りますが、ただいま大臣が御説明になりましたのは、公社法の六十一條を御説明くださったと思うのであります。ところがまず第一番にこの読み方が、大臣がおつしやいましたような読み方にはとれないのであります。法文となつて現われて参りましたのは、この六十一條はまず公社の損益処分の場合の規定、つまり営業の結果がどうなるかというのを規定した条文に見えるのであります。ところが、利益があつた場合においては、繰越し損失を補填し、次に「なお残余あるときは、その残余の額は、あらかじめ予算で定めるところにより国庫に納付する場合におけるその納付額を控除し」とあります。ところが大臣の御説明によると、予算総則であら

かじめ定めるところから、この規定があつても国庫納入は必ずしも納入すべきであるという規定でないというように、この規定では法律上読めないじやありませんか。私も大分長い間条文は読んで参りましたが、これは利益金が出た場合、損失として出た場合はどうするとか、利益が出た場合にはどうするか、もしそれでも余つたら国庫に納める。次官も横田さんもこの問題に答えて、これは第五條の出資の対価である、この意味ばかりではないかとおつしやつた。どうもこの意義は明確でないであります。この六十一條の納付金だか、大臣がおつしやる意味の納付金だと言われるのか、はつきりお

伺ひたいのです。

○佐藤國務大臣 この点はいろいろ疑問も生じておるようでありまして、先ほど申し上げたような趣旨で立案したものでございまして、その立法の趣に當る法制局等という意見交換をいたしました専門家の横田君を紹介いたしますから……

○石川委員 私は真によい公社をつくり上げたいのです。それだけです。あと私個人には野心はございません。これは法務府のだれに相談しましたか。法務府が確かにさういふような読み方に言つておつたのでしょうか。

○横田(信)政府委員 今のお話の点について一応お答えいたします。ここに書いてありますように、まず利益金が生じた場合には損失の補填に充てる。なお残余があるときは、あらかじめ予算の定めるところにより国庫に納付すべき場合における納付額を控除し、この納付すべき場合を除くというのの原則として、積立金として整理しなればならない。それを法文にずっと書いたのがさういふことでありまして、やはり意味は今大臣がおつしやいましたように、さういふ意味であります。ただそれなら「あらかじめ」なんかつたらいひではないかといふこともでき来るのであります。実はこれは「あらかじめ」を入れたおかないと、利益金が出た場合にこの予算で定めた場合は先に納付する。しかし予算総則で書いてない場合は、これはないのですから、そのまま積立金に行くといふことにならなうわけですが、なお問題は利益金が出た算上出て来たのを見て、利益金が出た

ならよせ、さういふことを言つたのでは企業経営努力の結果が水泡に帰して行く。この点は経営の管理、能率を上げる上において最も必要なことだと思ひますが、利益が決算上出たのを見て持つて行くといふのは、まさに企業経営努力の効果を期して行くことにはならない。もし納付さすなら、あらかじめ予算で定めなければならぬ。予算で定めなければこれは積立金にする、さういふ構成にいたしておるわけでありまして、これは国鉄公社あたりの条文を見合してごらんになるとわかりますが、国鉄公社の場合におきましては、予算で積立金として定めた場合を除いて国庫に納付すると書いてあります。積立金として特に書くのは財務当局と折衝することが必要であります。さういふ意味で原則として国庫へ納付するやうな形になるわけです。それをひっくり返したという意味において、国鉄の条文あたりを見合せていただくと、ここにその意味が出て来ると思つたわけでありまして。

なお先般からお話のありました出資の問題が、この問題だけでなしに、ほかの方面にも関係するのではないかと、従つて一体出資とは何かという御疑問もありまして、その答弁をそのときに留保いたしました問題もありますので、一応それも説明させていただきます。當時申し上げましたように、出資はあくまでもやはり有償譲渡でも無償譲渡でもないもので、やはり出資だと思つたわけでありまして、これは国家はなぜさういふ公共企業体に出資するのかという問題でありまして、公共企業体といふのはやはり非常に公益的な使命をそのま

保存させておきながら、経営管理の面においてできるだけ自主性を持たせて行つて、経営を合理的あるいは能率的に上げて行くといふところに目標があるわけでありまして、さういふ公共的の目的を十分達成させるために、政府が全額出資すべきだ、さういふことに相なつたわけでありまして。さういふところから見まして、その出資がなくても、さういふ公益的な企業体でありますので、公益的な支配のいふのの条文と申しますか、内容は当然規定すべきだといふことも言えるわけでありまして。これは御承知の放送協会といふのも、これまた広い意味の公共企業体であります。これは政府が全額出資どころか、一つも出資いたしておりません。なおその中に目的として、公共的な目的を持つといふことも書いてあります。さういふ意味におきまして、必ずしも政府が出資しなくても、公共的な支配の必要限度において法律を設けるといふことはできるわけでありまして、全額出資して政府が出資するゆえんは、やはり公益的な支配を十分達成しようといふところに目的があるわけでありまして、さういふことについて相当強い支配をするときに、政府が出資するといふことが望ましいことだといふこともまた考えられるわけでありまして。さういふ意味ではつきりどの条文がこれは出資のために入つた条文、これはただ出資しやなくて公共的な支配として当然設ける条文、さういふこととわけることは、相当困難があるかと思ひますが、たとえば公社における目的として書いております「公共電氣通信事業の合理的且つ能率的な経営の体制を確立し、公共電氣通

聞くのです。

○佐藤國務大臣　ただいまのように納付制度と申しますと、非常な誤解がありはしないかと思ひます。納付制度と考へますと、政府の出資が幾らであつて、そうして金額がどうなつていて、そして毎年必ず納付しなければならぬ、こういうような問題が生ずるわけでありませう。そういう筋のものでないわけでありませう。ただ政府が出資をしてゐる、その因縁と申しては、ちよつとりくつがわかりにくいかしりませんが、そこに納付を要求する何らかのものがあり得る。ただそういう意味合いにおいて納付し得る道を開いておる、こういうように御承願したいと思ひます。納付制度という一つの制度を確立したとお考へになると、これは行き過ぎのように思ひます。

○石川委員　これはそうしますと、政府の方から納付しろということを請求ができるという建前で、この法律はでき上つてゐるのですか、それをひとつ……。

○佐藤國務大臣　その通りでございます。だから政府の方といたしまして、納付を請求する権能はもちろんこれで生じて来るわけでありませう。だから先ほど申しましたのが、實際的な取扱いの議論と、あるいは制度上の問題とわけて申せばはつきりして来るかと思ひますが、石川さんの法律的な理論から申されて、納付制度が生じた、その納付制度は必ず毎年実施するものなりやいなやという問題になると、必ずしも納付するということにはつきり限るわけではないのであります。そういう制度ができるということでありませう。

○石川委員 そうすると、この間次官と横田さんにお伺いしたとき、法律概念はどうかとお伺いしたときに、そうだとおっしゃいました。今度はかえて、今の六十一條が入った場合を予想して、本法にいう公社というものは、こういう法人じやないかと思われませんか、ひとつ伺っておきたい。国より出資せられた資本をもつて、電気通信事業を営み、国民の利便を確保するとともに、公共の福祉を増進することを目的とし、あわせて資本に対して利潤があつた場合には、これを国家に納入するところがある法人であるという、この特別の法人なんですか。

○佐藤國務大臣 よほど概念的に割切つたお尋ねのように思います。抽象的な公社、具体的な今御審議をいただきたいお尋ねは日本電信電話公社というものはなく、公社というものの一つの形態としては、ただいま御指摘になつたようなことは、当然考えられることだと思ひます。でありますから先ほど私も申し上げたように、場合によりましたら当然公社は公課も支払い、しかも政府が出資したものに対しては、それに対する配当的な意味合いの納付もいたすべきではないか、そういうような状態にまで持つて行くのが理想ではないかということをお申しました。これは一般的な、原則的な、抽象的な一つの議論であることを誤解のないように願つておきたい。今回提案いたしましたお尋ねは、そういう趣意ではなくて、この法律で明確になつておる範囲に限られておるのです。だから公社論といひますか、いわゆる公社論、私の説明もあるいは誤解を生じておるお尋ねは、この種の事業の経

営形態としての公社論がいろいろ出てお尋ね。会社論も出ておれば、公社論も出ておれば、国営論も出ておる。従つてそのどういふような形態がよろしいかというようにお尋ねしては、私も公社がよろしいということをお申し上げた。しかもその公社というものは、その概念を明白にしろというお話であるが、これは非常な範囲の広いもので、そのどれに該当しているというところもなか／＼申し上げかねるというので、先ほどからお話しして参つておるわけですが、従ひまして今回やりましたこの六十一條は、基本的な裏の裏をお考えにならないで、文字の上に出ておるところを、そのままお上にひとつお取上げをお願いしたい。そういたしますと、利益金を生じましたならば、利益金は積立金にするのが原則である。そして予算上の折衝によつて、政府に納入することがあるのだ、こういうふうなどうかひとつつすなにお取上げをお願いしたいと思います。

○石川委員 私はすなわちお尋ねは思ひます。本来職業的に非常に悪く解するかも知れませんが、決してそういう考えはなく、率直に読みたいのです。本法に現れた日本電信電話公社が、こういう法人かということをお尋ねしているのです。そうするとこの日本電信電話という公社が、どうしても国に金を納めることがあるべきだと、大臣の説明を聞いてもそう言われておる。そうするとその納める金は何かと追究して行かなければならぬ。そしてその法人の実態を確かめてみて、この法がどれがどういふことを分類して行かなければならぬ。そうすると公共企業体労働関係法との関係はどうなるか

ということですか。御提出の公社法案には、鉄道公社の公法上の文字が削られておる。それで公共企業体労働関係法に日本鉄道公社、専売公社を公共企業体とみなすところがあるが、本電信電話公社も公共企業体労働関係法で、公共企業体とみなすところの改正案も、本委員会には出ておらない。それで今度は、別の本法の条文の三十六條に加えた理由が、法律的になくちやならない。それで見ないといふことになつてしまふ。しかし時間が長くなるので、その点伺つて、きようはこれで留保いたします。

○佐藤國務大臣 なるべく留保なさらないで、最後まで済ましておいてもらいたいと思ひます。それでも一つこの規定ができました理由が曲りなりにも納得行かないかと思ひます。これは、在来の特別会計におきましては、利益金があつたらば、それは政府に納入するといふ建前です。それでその公社として、これを積立金にすると、そのことになりまふと、非常な変化がそこにあるわけでございます。そこにこの種の、予算的にこれを認めた場合においては、これを政府に納入することがあるといふことに相なつておるわけでありまふ。だから新しく納付金制度が生れるとかいふわけではなくて、在来の会計制度の処理上の因縁等も一応御勘案願ひたいと思ひます。そういう筋のものであります。

○石川委員 ところが大臣、そうなりますとどういふことになりまふか。第一一条の目的を達成するならば、今言つた六十一條の規定はいらぬじやないですか。それを大臣が苦勞なすつて、大蔵省に負けてしまつたのじやないですか。第一條は大蔵省でいい案、六十一條は大蔵省から負けた案、大臣の苦しい案だ、こうなりはしませんか。

○佐藤國務大臣 たいへん率直な御意見のように伺つておりますが、これはたゞ／＼申し上げるに、在来の公社の先例もあることでありまふので、ある程度の先例をふむといふこともやむを得ない。しかし先例に対しての原則をこれはひつくり返した。先例において例外だつたものを原則にして、その原則として取扱つた部分を、今度は例外の方向にまわした。ここに新しいものを一つ打立てたといふことに相なるわけでありまふ。御了承を願ひたいと思ひます。

○松井(政)委員 きようは公社法の概念だけを大体お伺ひしたので、さうに国際関係の会社の法案及び公社法案の内容に移りまして、条文等の中、大臣御自慢の納付金の問題もお伺ひしたいと思ひますが、ただいま関連質問で、石川さんがかなり詳しく質問したやうであります。従つて本日は、先ほど委員長から一人で時間をとるのはいかぬじやないかという御注意もありました。だから私の質問はさらに内容、それから国際関係の会社法案等について質問がありますので、後日やるということをお条件に、本日は私の質問はこれで終了します。

○佐藤國務大臣 先ほど来お答えいたしましたうちで、重大な点を一つ訂正をいたしましたと思ひますので御了承願ひたいと思ひます。あるいはこの点、きようの答弁ばかりでなく、今までの答弁の中にもしばしば使つたと思ひます。

○石川委員 これは六十一條が不当とか正当とかいふ結論に達してお尋ねです。その意味を一生懸命聞いてお尋ねです。正当、不当を意見しようと思ひまして、その意味を聞いてお尋ねです。が、まだはつきりしません。

○田中委員長 この際井手委員長より、鳥取市の火災による電信電話施設の災害復旧状況について質問をいたしたいとの申出がありますので、これを許します。井手光治君。

○井手委員 ちよつと大臣にお伺ひします。私は時間を遅れて参りましたので、冒頭に皆さんが御質問される前に、一言だけ伺つておきたいと思つておりました。が、最後にまわされたのであります。が、過般の鳥取市の災害につきましまして、各般の復興計画が進められておるやうであります。ちよつとこの委員会には、山陰方面を代表する委員がありまふために、十分それらの復興について意見がかわされてお尋ねません。これは私もまことに遺憾に存じますが、いろいろ政府等においても、その復興についての各省関連ある事項について考慮されております。

ので、この機会にお伺いをしておきたいと思ひます。鳥取市は御承知のように山陰方面においてこの有力な都市であります。また今後山陰方面の開発に重要な役割を果しますことは申し上げるまでもありませんが、罹災前の電話はどれくらいありましたでしょうか。それから今日まで復興いたしてあります電話数は、どういふ状況になつておりますか。臨時電話を入れますかどうか。どういふ状況になつておりますか。

○佐藤國務大臣 鳥取の大震災につきましては、近來にない大災害であります。罹災された方々に対しては心から御同情を申し上げている次第であります。通信は申すまでもなく復興のためにも一日も早く整備しなければならぬことに急を要するものであります。かように考えまして、電通省におきましては、火災が発生いたしました、ほとんど時を移さず関係官を現地に派し、應急的な措置に万遺憾なきを期して参つたのであります。ただいま加入口数なり、復旧口数等のお尋ねがありました。その数を私自身つまびらかにいたしておりますが、しかしその火災が一応やみました際に、電話交換局を焼いてしまいました。たけれども、管理所の設備を臨時的設備といたしまして、生きております電話がただちに働き得るような臨時的な応急処置をとつて参つたのであります。従いまして電話といたしましては、比較的すみやかに部外との遠距離通話等も開設することができまして、応急の需要には事足りたかと思ひます。ただいま数字を調べておりますが、加入口数二千三百のうち、その三分の二が焼失

いたしましたような次第であります。現在復興、復旧して申しますか、生きておりますものが約六百であります。そうしていただいたところ市外電信電話は、これは全部復旧いたしておるような状況であります。従いまして市内の電話を整備することが最も急を要する次第であります。非常に果てい、市当局者といひ、再建復旧に涙ぐましい努力をしておられるということでありますので、住居、店舗等も急速に整備されることだと考えますが、そういう機会におきましては、やはり進んでこの電話の要求を満たし得るようにならうすで準備をいたさなければならぬと思つております。なお鳥取におきましては、かねてから自動電話交換局にこれを切りかえる強い要請があつたのであります。今日までそれが実現してはなかつたのであります。が、電通省といたしましては、今回の復旧に際しましては自動式にしたい、かように思ひまして、ただいまその準備中であります。これはお尋ねの点につきまして、やや先走つたお答えをいたす次第でございますが、大体たたいま申し上げるような概要の状況になつております。

○井手委員 大臣の御配慮になつておりますこと、それからただいま御答弁をいただきましたことを現地の罹災者に伝えましたならば、さぞかし感激いたすであらうと思ひます。ありがたく存じますが、実は私が今これは質問を申し上げるというよりも、山陰方面を代表してお願いをするという形の方がよろうと思ひますが、今御質問申し上げようと思ひましたことを大臣から御答弁いただいたので補足する必要

はありませんが、今私どもの方の手に入つております情報によりますと、臨時電話の仮設方式によつて漸次間に合うようになつたが、都心部が焼失をしておるために、都心部とその他のつながりが非常に不円滑である。これを早急にひとつ円滑ならしめるようにしてもらわないと、都心部の復興に非常な支障を来すのではないかと。いわれておる。それからただいまお話がありましたように、鳥取市の復興につきましては、建設省の新しい考え方により、都市計画その他の復興計画が進められておりますので、相なるべくは、ただいま大臣から御答弁いただきましたように、電話管理その他の交換局等も、ひとつその本格的な復興と歩調を合せていただいて、そうして山陰における近代都市としての将来性があるような考え方をしたい。たいたいと思ふ。それからでき得れば、もう御答弁いただいたから必要ございませんが、なるべくこの機会にひとつ、多額の犠牲を払われると思うのであります。自動交換方式にお切りかえを願うことを、現地住民はさらに強く要望しておるということ、私かわりましてお願いを申し上げておきたいと思ひます。これで終わります。

○佐藤國務大臣 たいへん詳細な御指示等をいただきました。私ども事業遂行上に非常に仕合せでございます。今日までの計画を一般計画の遂行と歩調を合はしまして、十分地方の需要に應ずるようになつて参りたいと思ひます。なお先ほどの説明のうちに一つつけ加えておきますが、なお都心部のために約四百を追加分として、ただいま準備中でございます。その点をこころう申し上げます。

○田中委員長 本日はこの程度にとどめまして、明日午後一時から続会をいたします。

これにて散会をいたします。

午後四時二十八分散会

昭和二十七年六月六日印刷

昭和二十七年六月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁